

十人十色

じゅうにん
といろ

子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち

12月13日に行われた3歳6カ月児健康診査で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。



問/福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



福田 桜叶くん
(令和5年6月22日生)

福田 亮太・綾香さんの長男(福島地区)

人見知りをせず話しかけるとよく声を出してしゃべる元気なおとくん。高い高いが好きで、ニコニコ笑顔になっています。最近はビニール袋などの「カシャカシャ」する音の物が好きです。誰にでもかわいがられるように思いやりのある子に育ってね。大きくなったら家族旅行で京都に行ってまち巡りをしようね。



子育てINFO

6回シリーズで子どもの成長発達を掲載中です。今回は第5回目になります。

子どもの成長発達【3歳】

お父さん・お母さんから離れて遊ぶようになり、会話や食事、身の回りのことも自分でできるようになってきたのではないのでしょうか。排せつはどうですか？3歳はおしっこを出すための神経がほぼできあがり、体の準備ができつつある時期です。昼間のオムツが取れ、パンツに切り替わったら夜のオムツをとるチャンスですが、まだまだ失敗して当たり前。失敗しても叱らないでください。

生まれたときと比べて体重は4倍、身長は約2倍に成長します。3歳では身長伸びを意識してみてください。2歳からの伸びを母子健康手帳の成長曲線に記入してみましょう。なかには治療が必要な低身長場合があります。3歳を目安に治療を始めると伸びを促すことができます。

3歳は聴力や視力が完成に向けて育つ時期でもあります。視力はテレビやスマートフォンなどのように、一定の距離のものを見続けることは目の機能を疲れさせてしまいます。長時間にならないようにしましょう。

聴力は長時間大きな音のする場所で過ごす、小さい音を聞き分ける力が育ちにくくなりますので気を付けましょう。

これまで、うまくいった体験や失敗を通して、自分でできることを増やしてきました。失敗しても自分でやってみて考える、の体験を繰り返すことで脳が育っていきます。「自分でやる！」ということが増えていませんか？これは脳を育てるチャンスです！失敗しても大丈夫だよ、という態度でたくさんの体験をさせましょう。体験を栄養に脳はますます発達します。

できたらしっかり褒めて、いけないことをした場合は注意をしてください。失敗や怒られることも良いこと、悪いことの判断を学習する大切な体験です。

生活リズムを調整する脳は4歳までに完成します。生活リズムがずれているようなら、今から直していけば大丈夫！朝、決まった時間に起こすことから始めましょう。

「子ども予防接種」

定期接種は、自己負担なしで接種ができます。

- 麻しん風しん(MR)ワクチン
 - ・第1期：生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
 - ・第2期：5歳以上7歳未満の年長児にある子ども

- HPVワクチン
 - 定期接種の対象ワクチンは2、4、9価の3種類があります。キャッチアップ接種対象者も同様です。

【定期接種対象者】小学校6年生～高校1年生
平成19年4月2日生から平成24年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】
平成9年4月2日生から平成19年4月1日生までの女子

※キャッチアップ期間は令和6年度で終了します！
※接種完了(3回接種)するまでに6カ月かかります。

- 2種混合ワクチン=11歳以上13歳未満

任意予防接種

- おたふくかぜ=助成は小学校就学前1年間
適正年齢になりましたら早めの予防接種を！

宮崎県不妊治療費支援事業について

宮崎県では、令和5年4月1日以降に開始した体外受精または顕微授精などによる不妊治療のうち、保険適用後の自己負担分および保険診療による生殖補助医療と合わせて行った先進医療(特定不妊治療)について、費用の一部を助成します。詳細は宮崎県のホームページをご確認ください。

申間市でも特定不妊治療および一般不妊治療保険適用後の自己負担分について費用の一部を助成しております。

詳細は申間市公式サイトをご確認ください。または福祉事務所子育て支援係までお問い合わせください。

- 問い合わせ先=福祉事務所子育て支援係☎72-1123 (内線534)

すくすくのびのび

子育て支援情報

ひとり親
家庭の
お父さん、
お母さん

就労支援制度を ご存じですか？

「仕事に生かせる資格を取りたい」「キャリアアップしたい」「転職したい」など、こんなお仕事の悩みを抱えていませんか。本市では、ひとり親家庭のお父さんやお母さんを応援するため、就労支援を行っていますのでお気軽にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金

就職を目指して技能を身につけたい方が、資格取得のために対象となる講座を受講し修了した場合、その経費(入学金および授業料に限る)の一部を支給します。

- 対象者
 - 申間市在住で、次の要件の全てを満たす方。
 - ①児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にあること。
 - ②講座の受講が、適職に就くために必要であると認められること。

●支給額

	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない(A)	雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有している(B)
自己負担額	4割	4割
教育訓練給付金(教育)	対象外	2割
自立支援教育訓練給付金(自立)	6割	4割

※入学金および授業料が対象で、補助教材や希望により行われる訓練などに要する費用は対象となりません。
※給付金の支給額の上限は20万円です。ただし、1万2千円を超えない場合は対象とはなりません。

●申し込み

- 随時受け付け
- ※講座申し込み前に事前相談および申請が必要です。

注意!!
いずれの
給付金も...

- ・過去に同様の給付金の支給を受けたことがある方は対象外です。
- ・市税などの滞納がある場合は対象となりません。
- ・入学前に事前の相談が必要です。
- ・予算の範囲内での実施となるため、要件を満たしていても支給の対象とならない場合があります。

●児童扶養手当の適正な受給について

扶養義務者(父母、祖父母など)の所得や児童の人数により支給額が変わるため、住所や家族構成に変更があった場合は速やかに届け出をお願いします。届け出がないまま受給している場合、返還金が発生することがあります。[例]・結婚した(事実婚の場合も含む)・同居する家族が増えた など

問/福祉事務所子ども政策係☎72-1123 (内線507)

高等職業訓練促進給付金

就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関などで修業する場合に、生活の負担軽減を図り資格取得を支援するため訓練促進給付金を支給します。

●対象者(令和6年2月1日現在)

- 申間市在住で、次の要件の全てを満たす方。
- ①児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にあること。
- ②就業または育児と修業の両立が困難と認められること。
- ③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。

●主な対象資格

- (1)看護師または准看護師
- (2)保育士
- (3)介護福祉士
- (4)作業療法士
- (5)理学療法士
- (6)歯科衛生士
- (7)社会福祉士 など

●支給額

	訓練促進給付金(最終学年以外)	訓練促進給付金(最終学年)	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額 10万円	月額 14万円	5万円
市民税課税世帯	月額 7万500円	月額 11万500円	2万 5千円

※対象者および対象者と同一の世帯に属する方の課税状況により、非課税世帯、課税世帯に区分されます。

●支給期間=修業全期間(上限4年)

※就業または育児と修業の両立が困難である期間に限る。

●申し込み=随時受け付け(申請月分から対象です)